

令和 8 年 度

敦賀市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人

敦賀市社会福祉協議会

令和 8 年度敦賀市社会福祉協議会事業計画

基本方針

本格的な高齢社会と人口減少社会の到来にともない、増え続ける介護ニーズへの対応と介護予防、障がい者の自立した地域生活の支援、虐待問題に象徴される高齢者や障がい者、児童などの権利擁護、社会経済環境の変化などによる生活不安の問題など、さまざまな福祉課題が発生しています。

こうした福祉課題に対応するため、今日の福祉施策は「地域包括ケアシステム」の構築や「地域共生社会」の実現など、「地域」に重点を置いた内容となっており、公的福祉サービスの充実とあわせて、地域の助け合い活動とそれを支える地域での日常的な人々のつながりを築く仕組みづくりや、市民の地域福祉活動・ボランティア活動への参加、さらには、地域において複雑・多様化する福祉課題に対応した相談支援体制の確立が求められています。

このような状況のなか、令和 8 年度において、敦賀市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図る団体として、敦賀市等と連携しながら、市民参加による地域福祉活動やボランティア活動などを推進する地域福祉活動等支援事業や福祉のまちづくり推進事業を実施するとともに、地域において多様化する福祉課題等に対応するため、福祉相談等運営事業をはじめ、地域包括支援センター「あいあい」運営事業、身体障害者相談支援センター「あいあい」運営事業、福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金貸付事業などの相談支援事業を実施します。

また、近年の急速な高齢化にともない、いつまでも“いきいき”と暮らすことを目的とした介護予防活動への関心が年々高まってきていることから、市社協では、介護予防事業として、「ふれあい“いきいき”サロン」、「あいあい元気アップ教室」、「元気アップクラブ“あいあい”」などを開催します。

さらに、介護保険サービス事業や障害福祉サービス事業等については、より質の高いサービスを提供していくため、各種サービスの一層の充実を図ります。

市社協では、敦賀市をはじめ、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、関係機関、団体、施設、事業所等との連携をさらに密にして、「第 7 次敦賀市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 カ年計画）に基づき、第 7 次計画の目標である「市民の誰もが、ふれあい、支えあいながら、共に、いきいきと暮らせる『ぬくもりのある福祉のまちづくり』」をめざし、令和 8 年度において次の事業を実施します。

事 業

1. 市社協の運営

〔1〕理事会の開催

〔2〕監査の実施

〔3〕評議員選任・解任委員会の開催

〔4〕評議員会の開催

〔5〕地域福祉推進委員会の開催

〔6〕事故等防止・対策委員会の設置・運営

〔市社協が実施する事業の事故等の防止体制と事故等が発生した場合の迅速かつ適切な対応体制の確立を図るため設置・運営します。〕

〔7〕衛生委員会の設置・運営

〔市社協職員の感染症対策やメンタルヘルス等の健康管理など、職員の衛生対策の充実を図るため設置・運営します。〕

〔8〕福祉サービス苦情受付窓口の設置

〔福祉サービス利用者からの苦情を受け付ける苦情受付窓口を設置します。また、苦情解決にあたり、中立・公正な立場から助言を行う第三者委員を設置します。〕

2. 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」の管理運営(指定管理者)

〔指定管理者として、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」を効率的かつ効果的に管理運営し、「福祉に関し理解を深め学習できる場」、「必要な福祉サービスを行う場」、「情報を提供・発信する場」としての役割を果たします。〕

3. 地域福祉事業の推進

〔1〕広報・啓発等事業の推進

(1) 敦賀市社会福祉協議会だより「ふれあい」の発行 11回

(2) 「社協活動のしおり」の作製、配付

(3) パンフレット、小冊子等による啓発活動の推進

(4) ホームページの開設

〔インターネットホームページを通じて地域福祉活動やボランティア活動等に関する情報を市民、ボランティア等に提供します。〕

（５）ＦＭラジオ放送による情報提供

〔地元のＦＭラジオ放送を通じて地域福祉活動やボランティア活動等に関する情報を市民、ボランティア等に提供します。〕

〔２〕地域福祉対策事業の実施

（１）地域福祉活動等支援事業の実施（敦賀市委託事業）

１）地域福祉活動推進事業の実施

①小地域（町内）福祉活動支援事業の実施

ア．地域見守り・支え合い活動の推進

〔小地域（町内）ごとに委嘱した福祉委員が、地域で援助を必要とする人を早期に発見し、援助を必要とする人の福祉課題や要望を民生委員・児童委員または市社協等に連絡するなどの活動を行います。また、地域の福祉関係者が連携・協働して援助を必要とする人の見守りや支え合い活動を行う「地域見守り・支え合い体制」の構築を図ります。さらに、ふれあい“いきいき”サロン事業等の介護予防事業や地域福祉モデル事業の実施などについて協力します。こうした活動を支援するため、地域福祉活動推進の啓発に努めるとともに地域福祉活動コーディネート機能等の強化を図ります。〕

イ．福祉委員等の地域福祉活動の支援

ウ．福祉委員ハンドブックの配付

エ．地域見守り・支え合い活動パンフレットの作製、配付

オ．地域見守り・支え合い活動ミーティングの支援

カ．地区福祉委員協議会の開催 ９回（９地区で１回ずつ）

〔地区福祉委員協議会単位ごとに開催します。〕

キ．地区福祉委員協議会連絡会の開催 １回

〔地区福祉委員協議会相互の連携を図るため、地区福祉委員協議会連絡会を開催します。〕

②地区社協地域福祉活動支援事業の実施

〔地区社協が行う地域福祉活動を支援するため、地域福祉活動推進の啓発に努めるとともに地域福祉活動コーディネート機能等の強化を図ります。〕

ア．地区社協が行う地域福祉活動の支援

イ．地区社会福祉協議会巡回ミーティングの開催 ９回（９地区で１回ずつ）

③福祉団体等地域福祉活動支援事業の実施

〔福祉団体等が行う地域福祉活動を支援するため、地域福祉活動推進の啓発に努めるとともに地域福祉活動コーディネート機能等の強化を図ります。〕

ア．福祉団体等が行う地域福祉活動の支援

イ．地域福祉出前講座の開催 ２０回

〔市社協の職員が区（町内）や団体等に出向き、地域見守り・支え合い活動や地域福祉活動等についての理解を深めていただくことを目的とした出前講座を行います。〕

２）ボランティアセンター運営事業の実施

①ボランティア活動啓発推進事業の実施

ア．ボランティアセンターパンフレットの作製、配付

イ. ボランティアハンドブックの配付

〔ボランティア活動の手引書として、ボランティアハンドブックを各種ボランティア講座の受講者等に配付します。〕

ウ. ボランティア活動に関する情報の収集・提供

〔ボランティア活動に関する情報を収集し、市民、ボランティア、ボランティアグループ、団体、企業等に必要に応じて提供します。〕

② ボランティア養成研修事業の実施

ア. 音訳ボランティア初級講座の開催

8 回

〔一般市民を対象に、音訳ボランティア活動についての入門講座として講義や実技講習等を行います。〕

イ. 点訳ボランティア研修会の開催

2 回

〔点訳ボランティアを対象に、点訳の技術向上を図るための実技講習等を行います。〕

ウ. 調理ボランティア講座の開催

2 回

〔一般市民を対象に、“あいあい”お弁当調理・配達福祉サービス事業に係る調理ボランティア活動についての講義や調理実習等を行います。〕

エ. 子ども食堂サポートボランティア講座の開催

3 回

〔一般市民を対象に、子ども食堂サポートボランティア活動についての講義や体験学習等を行います。〕

オ. 子育てサポートボランティア講座の開催

3 回

〔一般市民を対象に、子育てサポートボランティア活動についての講義や体験学習等を行います。〕

カ. 布おもちゃ作りボランティア講座の開催

2 回

〔一般市民を対象に、布おもちゃ作りボランティア活動についての講義や実技講習等を行います。〕

キ. 「聴き上手」ボランティア研修会の開催

1 回

〔傾聴ボランティアを対象に、“傾聴”のコミュニケーション技法の向上を図るための実技講習等を行います。〕

ク. 病院ボランティア講座の開催

3 回

〔一般市民を対象に、病院ボランティア活動についての講義や体験学習等を行います。〕

ケ. ボランティア出前講座の開催

20 回

〔市社協の職員やボランティア等が学校や区(町内)、団体等に出向き、ボランティア活動についての理解を深めていただくことを目的とした出前講座を行います。〕

コ. 小・中学校の福祉・ボランティア体験学習への協力

〔各小・中学校が授業の一環として、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」等で実施する福祉・ボランティア体験学習に協力します。〕

サ. ボランティア体験(福井県社会福祉協議会主催)への協力

〔高校生等の「ボランティア体験」への参加を促進するとともに、ボランティア活動受入施設としても協力します。〕

③ ボランティア活動推進事業の実施

ア. 音訳ボランティア活動の推進

イ. 点訳ボランティア活動の推進

ウ. 手話ボランティア活動の推進

エ. 要約筆記ボランティア活動の推進

オ. 障がい者支援ボランティア活動の推進

カ. 調理ボランティア活動の推進

キ. 配達ボランティア活動の推進

ク. ひとり暮らし高齢者宅補修ボランティア活動の推進

〔令和８年度の対象地区は、南地区、東郷地区、松原地区、西浦地区。〕

ケ. ひとり暮らし高齢者宅水道管設備点検ボランティア活動の推進

〔市内全域を対象に実施します。〕

コ. 高齢者支援ボランティア活動の推進

サ. 子ども食堂サポートボランティア活動の推進

シ. 子育てサポートボランティア活動の推進

ス. 布おもちゃ作りボランティア活動の推進

セ. 傾聴ボランティア活動の推進

ソ. 病院ボランティア活動の推進

タ. デイサービスボランティア活動の推進

チ. 施設ボランティア活動の推進

ツ. 収集ボランティア活動の推進

テ. 企業等ボランティア活動の推進

〔企業等との連携を図りながら、企業等のボランティア活動を推進します。〕

④福祉ボランティアグループ活動推進事業の実施

ア. 福祉ボランティアグループ連絡会の開催

〔福祉ボランティアグループ間の連絡調整等を行うため、必要に応じて連絡会を開催します。〕

イ. 福祉ボランティアグループ紹介パンフレットの作製、配付

〔福祉ボランティアグループの活動をより広く市民に周知するため、福祉ボランティアグループ紹介パンフレットを作製し、配付します。〕

ウ. 福祉ボランティアグループ月間カレンダーの作製、配付

〔各福祉ボランティアグループの月間活動計画をまとめたカレンダーを作製し、配付します。〕

⑤ボランティア活動相談、登録、斡旋、調整、活動基盤づくり事業の実施

ア. ボランティア活動相談事業の実施

〔一般市民、ボランティア、ボランティアグループ、団体、企業等からのボランティア活動に関する相談にボランティアセンターの職員が対応します。〕

イ. ボランティア登録事業の実施

〔一般市民、団体、企業等のボランティア登録を促進します。〕

ウ. ボランティア斡旋・調整事業の実施

〔ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動を行いたい人の斡旋・調整を行います。〕

エ. ボランティアサロンの開設

〔ボランティアがいつでも気軽に集える場所としてボランティアサロンを開設します。〕

オ. ボランティア活動室等の貸し出し

〔ボランティアグループに活動の場所を提供します。〕

カ．ボランティア活動器材等の整備、貸し出し

〔音訳用ノート型パソコン・マイク、点訳用ノート型パソコン、点字タイプライター、点字板、アイマスク、体験用車イス、高齢者疑似体験セット、半身麻痺体験セット等の貸し出しを行います。〕

キ．ボランティア活動保険等の加入促進

〔ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険のPRに努めるとともに、保険加入の受付事務を行います。〕

ク．ボランティアコーディネーター資質向上研修会（福井県社会福祉協議会主催）への参加

3）災害ボランティア活動推進事業の実施

①敦賀市災害ボランティアセンター連絡会運営事業の実施

ア．敦賀市災害ボランティアセンター連絡会の開催 2回

〔敦賀市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する基本事項等を協議するとともに、相互の連携・協力関係を促進するため、市内の関係機関・団体等で構成する連絡会を開催します。〕

②災害ボランティア活動相談・登録事業の実施

〔災害ボランティア活動に関する相談にボランティアセンターの職員が対応します。また、災害発生時にボランティアが円滑かつ効果的に活動することができるよう一般市民、ボランティアグループ、団体、企業等の災害ボランティア登録を促進します。〕

③災害ボランティア研修等事業の実施

ア．災害ボランティアセンター運営実践訓練の実施 1回

〔災害ボランティアセンターの運営に関する基本事項等を確認し、災害発生時に災害ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、関係機関・団体等と連携し、実際に被災した状況を想定した「災害ボランティアセンター運営実践訓練」を実施します。〕

イ．災害ボランティア出前講座の開催 10回

〔市社協の職員が区（町内）や団体等に出向き、災害ボランティア活動についての理解を深めていただくことを目的とした出前講座を行います。〕

ウ．災害ボランティア活動パンフレットの作製、配付

エ．市町社協災害時福祉支援活動強化研修（福井県社会福祉協議会主催）への参加

オ．災害時における社協相互支援実地訓練等の実施

〔「災害時における社協ネットワークによる相互支援協定」に基づき、福井県社協や県内市町社協と連携を図りながら、災害時における社協相互支援実地訓練や災害時の相互支援活動を行います。〕

（2）福祉のまちづくり推進事業の実施

1）社協会費の募集

〔7月中、各区長の協力により市内の全世帯を対象として社協会費（特別会員・正会員・一般会員）を募集します。〕

2）善意銀行の開設

①寄付の受付

②飲食店、医院、会社、商店、家庭等への「善意のボトル募金箱（大型ボトルと小型ボトル）」の設置

③啓発活動の推進

3）福祉相談等運営事業の実施

①福祉相談 毎日（※ただし、第1・第3土曜日、年末年始を除く）

- ②介護保険相談 毎日(※ただし、第1・第3土曜日、年末年始を除く)
- ③介護相談 毎日(※ただし、第1・第3土曜日、年末年始を除く)
- ④介護予防活動相談 毎日(※ただし、第1・第3土曜日、年末年始を除く)
- ⑤法律相談 毎月第1・第3水曜日(※ただし、祝日、年末年始等を除く) 22回
- ⑥行政相談 毎月第2・第4水曜日(※ただし、祝日、年末年始を除く) 23回

4) 令和8年度地域福祉功労者等表彰式の開催

〔地域福祉の発展に功績のあった方等の表彰を行い、感謝の意を表する場として地域福祉功労者等表彰式を開催します。〕

5) 「あいあい元気アップ教室」の開催

〔介護予防活動への参加を希望する高齢者等を対象に、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」で、「あいあい元気アップ教室」を2期程度(1期あたり5回)開催し、理学療法士、健康運動指導士、保健師などの指導のもと、さまざまな体操やストレッチ、脳トレーニング、介護予防に関する講話などの介護予防活動を行います。〕

6) 「元気アップクラブ“あいあい”」の開催

〔「あいあい元気アップ教室」の終了者で、継続して介護予防活動を行いたいと希望している人を対象に、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」で、「元気アップクラブ“あいあい”」(3クラブ設置)を1クラブあたり月2回程度開催し、理学療法士、健康運動指導士、保健師などの指導のもと、さまざまな体操やストレッチ、脳トレーニング、体力測定、介護予防に関する講話などの介護予防活動を行います。〕

7) 介護機器貸出事業の実施

〔在宅の高齢者、身体障がい者、病気・ケガの療養者等(介護保険制度で福祉用具貸与を利用できる人を除く)を対象に、その必要性に応じて、車イス、介助車、ステッキといった介護機器を無料で貸し出します。〕

8) 福祉レクリエーション用品貸出事業の実施

〔地域福祉の推進を図ることを目的として行事や集い、交流活動等を行う際に、福祉レクリエーション用品の貸し出しを希望する市内の区(町内)、学校、団体、グループ等を対象として、福祉レクリエーション用品を無料で貸し出します。〕

9) 地域福祉活動推進用品等整備事業の実施(歳末たすけあい事業)

10) ボランティア活動推進用品等整備事業の実施

11) 福井県社会福祉大会への参加

12) すこやか長寿のまちづくり推進大会(敦賀市老人クラブ連合会主催)への協力

13) 災害援護事業(全焼世帯への見舞)の実施

(3) 地域福祉モデル事業の実施

1) 地域福祉モデル事業の実施

〔地域住民の福祉意識の高揚と地域福祉活動への参加を促進し、地域福祉の推進を図るため、次のモデル事業のなかから地区社会福祉協議会が選択し、地区単位または区単位で実施します。〕

- ①地域福祉活動推進研修会
- ②福祉講演会
- ③福祉映画会
- ④地区社協だよりの発行
- ⑤高齢者食料理教室

- ⑥ 高齢者健康教室
- ⑦ ひとり暮らし高齢者のつどい
- ⑧ ふたり暮らし高齢者のつどい
- ⑨ いきいき高齢者のつどい

(4) 地区社会福祉協議会活動の推進

〔9地区の社会福祉協議会が、「地区社協活動強化の指針」や「地区社協予算書モデル」等に基づき、地域福祉活動をより一層、推進することができるよう支援します。〕

1) 地区社会福祉協議会巡回指導の実施

〔市社協の事務局職員等が地区社会福祉協議会を巡回し、地区社会福祉協議会の事業・予算の執行等について助言・指導します。令和8年度の対象地区は、北、西、東浦、中郷、愛発。〕

(5) 歳末たすけあい事業の実施

- 1) “あいあい”お弁当調理・配達福祉サービス事業の実施
- 2) 地域福祉活動推進用品等整備事業の実施
- 3) 高齢者福祉推進用品等整備事業の実施
- 4) 障がい児（者）福祉推進用品等整備事業の実施
- 5) 児童福祉推進用品等整備事業の実施
- 6) 児童養護施設入所児への訪問・激励事業の実施

〔3〕 高齢者福祉対策事業の実施

(1) 介護予防事業の実施

1) ふれあい“いきいき”サロン事業の実施（敦賀市委託事業）

〔介護予防活動への参加を希望する高齢者等を対象に、歩いて行ける近くの町内会館等で、毎月2回または1回、「ふれあい“いきいき”サロン」を開催し、保健師や理学療法士、介護予防活動支援員等の指導のもと、健康体操やストレッチ、脳トレーニング、レクリエーション等の介護予防活動を行います。また、サロンにおいて参加者が自分自身の身体の状態を確認することで自主的かつ継続的に介護予防活動に取り組めるよう「体力測定」を104箇所全てのサロンで実施するとともに、保健師と理学療法士等が、介護予防に関する講話や健康体操、ストレッチ、個別の相談などを行う「いくつになっても“元気”教室」を104箇所全てのサロンで開催します。さらに、全てのサロンの参加者の方々を対象として、サロンに対する素直な感想や意見を把握するためのアンケートを実施し、その結果について社協だより「ふれあい」等で広報し、高齢者の方々はもちろんのこと、市民の方々にサロンへの理解を一層、深めていただくきっかけにします。〕

2) あいあい元気アップ教室の開催（福祉のまちづくり推進事業）

3) 元気アップクラブ“あいあい”の開催（福祉のまちづくり推進事業）

(2) “あいあい”お弁当調理・配達福祉サービス事業の実施

〔食事の調理が困難な在宅の虚弱なひとり暮らしの高齢者を対象に、調理ボランティアが栄養バランスのとれたお弁当を調理し、配達ボランティア等が虚弱なひとり暮らしの高齢者に声をかけ、安否確認をしながら配達します。〕

(3) 録音図書テープの貸し出し

〔弱視の高齢者等を対象に小説等の録音図書テープを無料で貸し出します。〕

(4) 介護機器貸出事業の実施（福祉のまちづくり推進事業）

(5) 福祉レクリエーション用品貸出事業の実施（福祉のまちづくり推進事業）

(6) 調理ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(7) 配達ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(8) ひとり暮らし高齢者宅補修ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(9) ひとり暮らし高齢者宅水道管設備点検ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(10) 高齢者支援ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(11) 布おもちゃ作りボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(12) 傾聴ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(13) 病院ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(14) デイサービスボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(15) 施設ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(16) 高齢者食料理教室の開催（地域福祉モデル事業）

(17) 高齢者健康教室の開催（地域福祉モデル事業）

(18) ひとり暮らし高齢者のつどいの開催（地域福祉モデル事業）

(19) ふたり暮らし高齢者のつどいの開催（地域福祉モデル事業）

(20) いきいき高齢者のつどいの開催（地域福祉モデル事業）

(21) 高齢者福祉推進用品等整備事業の実施（歳末たすけあい事業）

〔4〕障がい者福祉対策事業の実施

(1) “あいあい”お弁当調理・配達福祉サービス事業の実施

〔食事の調理が困難な在宅の重度の視覚障がい者を対象に、調理ボランティアが栄養バランスのとれたお弁当を調理し、配達ボランティア等が重度の視覚障がい者に声をかけ、安否確認をしながら配達します。〕

(2) 録音図書テープの貸し出し

〔視覚障がい者等を対象に小説等の録音図書テープを無料で貸し出します。〕

(3) 点訳図書の貸し出し

〔視覚障がい者等を対象に小説等の点訳図書を無料で貸し出します。〕

(4) 広報等音訳・点訳事業の実施

1) 音訳活動の推進

〔音訳ボランティアの協力を得て、視覚障がい者を対象として、敦賀市広報、敦賀市社会福祉協議会だより、敦賀市議会だより、週刊誌特集号などの音訳CDの作製と同CDの郵送を行います。〕

2) 点訳活動の推進

〔点訳ボランティアの協力を得て、視覚障がい者を対象として、日常生活文書・絵本・小説等の点訳、時刻表、その他公共機関等の行事予定表などの点訳を行います。〕

3) 音訳ボランティア活動推進機器等整備事業の実施

4) 点訳ボランティア活動推進機器等整備事業の実施

5) 視覚障がい者用デジタル録音図書再生機利用普及啓発事業の実施

(5) 身体障がい者社会適応訓練機器等整備事業の実施

(6) 介護機器貸出事業の実施（福祉のまちづくり推進事業）

(7) 福祉レクリエーション用品貸出事業の実施（福祉のまちづくり推進事業）

(8) 音訳ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(9) 点訳ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(10) 手話ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(11) 要約筆記ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(12) 障がい者支援ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(13) 調理ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(14) 配達ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(15) 傾聴ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(16) 病院ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(17) デイサービスボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(18) 施設ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

(19) 障がい児（者）福祉推進用品等整備事業の実施（歳末たすけあい事業）

〔５〕児童福祉対策事業の実施

（１）福祉教育の推進

１）福祉教育推進校事業の推進

①福祉教育推進校の指定

〔市内の小・中学校（１５校）を福祉教育推進校に指定し、福祉教育を推進します。〕

②福祉教育推進校事業等連絡会・研修会の開催

２）「共に生きる力」を育む「福祉共育」推進事業の実施

〔市内の小学校（２校）を「共に生きる力」を育む「福祉共育」推進事業の実施校に指定し、「福祉共育」を推進します。〕

３）小・中学校の福祉・ボランティア体験学習への協力（ボランティア養成研修事業）

４）ボランティア体験（福井県社会福祉協議会主催）への協力（ボランティア養成研修事業）

（２）児童健全育成事業の実施

１）乳幼児等の遊び場（児童福祉室）の充実

〔乳幼児向きの絵本等を整備し、遊び場（児童福祉室）の充実を図ります。〕

２）子育て支援室の貸し出し

〔子育てサークルの活動援助のため、活動の場として子育て支援室の貸し出しを行います。〕

３）子ども食堂サポートボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

４）子育てサポートボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

５）布おもちゃ作りボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

６）親子のフェスティバル（青少年健全育成敦賀市民会議主催）への協力

７）児童福祉推進用品等整備事業の実施（歳末たすけあい事業）

８）児童養護施設入所児への訪問・激励事業の実施（歳末たすけあい事業）

（３）福祉レクリエーション用品貸出事業の実施（福祉のまちづくり推進事業）

（４）施設ボランティア活動の推進（ボランティア活動推進事業）

４．相談支援事業の実施

〔１〕身体障害者相談支援センター「あいあい」運営事業の実施（敦賀市委託事業）

（１）福祉サービスの利用援助の実施

〔福祉サービスの利用を援助するため、障害福祉サービス等の情報提供、利用に関する助言、利用申請の援助等を行います。〕

（２）社会資源を活用するための支援の実施

〔障害福祉サービス事業所等の紹介、福祉機器の利用助言、情報機器の利用提言、コミュニケーションの支援、外出の支援、住宅改修の助言、生活情報の提供等の支援を行います。〕

(3) 社会生活力を高めるための支援の実施

〔社会生活力を高めるために、社会生活訓練プログラム(各種の教室等)を実施します。〕

1) 身体障がい者さわやかカフェの開催 12回

〔身体障がい者等が集う交流会をはじめ、園芸教室(2回)、音楽療法教室(2回)、クラフトアート教室(2回)、手工芸教室(2回)、健康体操教室、ニューススポーツ教室、レクリエーション(2回)を行い、身体障がい者の社会参加の一層の促進を図ります。〕

2) 身体障がい者パソコン教室の開催 3回(視覚1回、聴覚1回、肢体・内部1回)

3) 身体障がい者パソコン相談の実施 12回

4) 日曜身体障がい者パソコン相談の実施 12回

(4) ピアカウンセリングの実施

〔地域生活を積み重ねてきた身体障がい者自身がカウンセラーとなって相談に応じます。障がいのこと、地域生活のこと、不安や悩みなど、同じ障がい者として対等な立場で助言等を行います。〕

1) 肢体障がい相談 12回

2) 視覚障がい相談 12回

3) 聴覚障がい相談 12回

4) 内部障がい相談 12回

(5) ピアカウンセラー研修会の開催 1回

〔ピアカウンセラー自身のスキルアップを図るため、ピアカウンセラー研修会を開催します。〕

(6) 権利擁護のために必要な援助の実施

〔虐待の防止と早期発見のため関係機関との連絡調整を行うなど、身体障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、成年後見制度等の利用が必要な障がい者に対し、制度等の利用支援を行います。〕

(7) 専門機関の紹介

〔身体障がい者の福祉課題や要望に応じて、福祉事務所、身体障害者更生相談所、公共職業安定所、医療機関、健康福祉センター等の紹介を行います。〕

(8) 就労支援の実施

〔公共職業安定所等の関係機関との連絡調整など、身体障がい者等の就労支援を行います。〕

(9) 災害時における相談支援の実施

〔災害時における相談の受付、関係機関との連絡調整など、身体障がい者等への支援に協力します。〕

(10) 関係機関との連絡調整等の実施

〔必要に応じて、関係機関との連絡調整等を行います。〕

〔 2 〕 敦賀市社会福祉協議会指定特定・障害児相談支援事業所「あいあい」及び指定一般相談支援事業所「あいあい」の運営

〔障害福祉サービスの利用を希望する障がい者を対象に、計画相談支援等業務（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、計画の実施状況の確認〈モニタリング〉、利用者からの相談への対応、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の業務を行う）を実施します。〕

◎敦賀市社会福祉協議会指定特定・障害児相談支援事業所「あいあい」の運営

◎敦賀市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所「あいあい」の運営

（１）虐待防止委員会の設置・運営

〔指定特定・障害児相談支援事業所等において、利用者の安全と人権を擁護するため、虐待防止委員会を設置・運営します。〕

（２）感染症予防及びまん延防止対策検討委員会の設置・運営

〔指定特定・障害児相談支援事業所等において、感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するため、感染症予防及びまん延防止対策検討委員会を設置・運営します。〕

〔 3 〕 地域包括支援センター「あいあい」運営事業の実施（敦賀市委託事業）

（１）介護予防ケアマネジメント業務の実施

〔要支援認定者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としたケアマネジメントを実施します。介護予防ケアマネジメント業務は「敦賀市介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づき実施し、対象者が自らの選択に基づいた予防給付相当サービス、基準緩和サービス、短期集中予防サービス、住民型サービス等の多様なサービスの活用を推進します。さらに、必要に応じて生活機能チェックリストや認知症早期発見チェックリスト等を実施し、適切な介護予防・生活支援サービス等が実施されるよう必要な援助を行います。〕

（２）総合相談支援業務の実施

〔高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要か把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行います。また、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施にあたって必要となる地域のネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握等を行います。さらに、介護者が負担を抱え込まないよう「こころの気づきシート」の活用等による状況把握等を行うことで、介護者の負担軽減に努めます。また、敦賀市が実施する家族介護者負担軽減事業の周知と運営に協力します。〕

（３）権利擁護業務の実施

〔地域の住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題を解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用など、専門的・継続的な視点から支援を行います。また、敦賀市が開催する敦賀市高齢者・障がい者権利擁護連絡協議会の会議及び研修会の運営に協力します。〕

（４）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施

〔高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるよう、「地域個別ケア会議」等を通じて地域の連携・協力体制を整えとともに、個々の介護支援専門員に対するサポートを行います。〕

（５）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

〔地域の特性を考慮しながら地域の関係者と日常的に連携が図られるつながりを築くとともに、地域ケア会議の開催等を通じて、高齢者の実態把握や課題解決のための支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を行います。また、敦賀市が開催する敦賀市在宅医療在宅介護連携推進協議会の会議及び自立支援型地域ケア会議の運営に協力します。〕

〔４〕認知症初期集中支援事業の実施（敦賀市委託事業）

〔認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、認知症の人やその家族等に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」が認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し、初期の支援を包括的、集中的に行うことで認知症が疑われる人や認知症の人等の自立生活をサポートします。また、各支援対象者に対して、アセスメントに基づく適切な支援を実現するため、専門医も含めた「チーム員会議」を適宜、開催し、支援対象者ごとに支援方針や支援内容、支援頻度等の検討を行います。〕

〔５〕指定介護予防支援事業所の運営

〔指定介護予防支援事業所として、要支援認定高齢者に対し、本人や家族の要望や心身の状況等に応じた適切な介護予防サービス計画の作成を各介護予防サービス事業所等と連携しながら行うとともに、計画の作成を委託する居宅介護支援事業所に対し適切な指導を行います。〕

◎指定介護予防支援事業所敦賀市地域包括支援センター「あいあい」の運営

（１）虐待防止委員会の設置・運営

〔指定介護予防支援事業所等において、利用者の安全と人権を擁護するため、虐待防止委員会を設置・運営します。〕

（２）感染症予防及びまん延防止対策検討委員会の設置・運営

〔指定介護予防支援事業所等において、感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するため、感染症予防及びまん延防止対策検討委員会を設置・運営します。〕

〔６〕福祉サービス利用援助事業の実施（福井県社会福祉協議会委託事業）

（１）福祉サービス利用援助の実施

〔家族などから支援を得ることが難しく、契約行為や日常的な金銭管理などを行う際に支援が必要な人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、介護保険サービスや障害福祉サービス等の利用手続きの援助などを行います。〕

（２）日常的金銭管理サービスの実施

〔契約行為や日常的な金銭管理などを行う際に支援が必要な人を対象に、福祉サービスの利用料金等の支払いの代行や金融機関からのお金の払い戻しの代行など、日常生活上の金銭管理の支援を行います。〕

（３）書類等預かりサービスの実施

〔契約行為や日常的な金銭管理などを行う際に支援が必要な人を対象に、書類や印鑑等を預かり、貸金庫で保管します。〕

（４）専門員・生活支援員研修会の開催

〔７〕生活福祉資金貸付事業の実施（福井県社会福祉協議会委託事業）

〔低所得世帯、障がい者（児）世帯、要介護高齢者世帯等の生活の経済的な自立の援助、生活の安定、福祉の増進を図るため、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金〔福祉費、緊急小口資金〕、教育支援資金、不動産担保型生活資金）の貸付に関する相談支援、償還指導、緊急小口資金等の特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援等を行います。〕

〔８〕臨時特例つなぎ資金貸付事業の実施（福井県社会福祉協議会委託事業）

〔離職者世帯の自立を支援するため、公的給付制度または公的貸付制度の給付金・貸付金を受けるまでの当面の生活費の貸付に関する相談支援、償還指導等を行います。〕

５．在宅サービス事業の実施

〔１〕介護保険サービス事業等の実施

（１）指定居宅介護支援事業の実施

１）指定居宅介護支援事業所の運営

〔介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護認定の申請手続の代行、利用者の希望に基づいた介護サービス計画（ケアプラン）の作成、サービスの利用の調整等を行います。〕

◎敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」の運営

◎敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「ぬくもりの里」の運営

（２）指定介護予防支援事業の実施

１）指定介護予防支援事業所の運営

〔介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護認定の申請手続の代行、利用者の希望に基づいた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成、サービスの利用の調整等を行います。〕

◎敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」の運営

◎敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「ぬくもりの里」の運営

(3) 指定居宅サービス事業の実施

1) 指定訪問看護事業所の運営

〔各医療機関との連携のもと、主治医の指示に基づき保健師や看護師、理学療法士、作業療法士が要介護者の家庭を訪問し、病状の観察、床ずれの手当、体位の変換、服薬の管理、医療機器の管理、リハビリテーション、認知症のある高齢者の看護、清拭・洗髪、家族への介護指導等の訪問看護サービスを提供します。〕

◎敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」の運営

2) 指定訪問介護(ホームヘルプサービス)事業所の運営

〔訪問介護員(ホームヘルパー)が、要介護者の家庭を訪問し、身体介護サービス、生活援助サービスを提供します。〕

◎敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」の運営

◎病院内等付添サービス(介護保険外サービス)事業の実施

〔訪問介護員(ホームヘルパー)が、要介護者の通院のための外出介助を行う際に、指定訪問介護と連続して病院内等付添サービス(介護保険外サービス)の提供を行うことにより、利用者の円滑な受診等の援助を行います。〕

3) 指定通所介護(デイサービス)事業所の運営

〔要介護者を地域リハビリセンター(デイサービスセンター)に送迎し、健康チェック、入浴、食事、機能訓練(リハビリ)等のサービスを提供します。〕

◎敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」の運営

◎敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」の運営

4) 指定福祉用具貸与事業所の運営

〔要介護者を対象にギャッジベッド、車イス等の厚生労働大臣が指定する福祉用具を貸与します。〕

◎敦賀市社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」の運営

(4) 指定介護予防サービス事業の実施

1) 指定介護予防訪問看護事業所の運営

〔各医療機関との連携のもと、主治医の指示に基づき保健師や看護師、理学療法士、作業療法士が要支援者の家庭を訪問し、介護予防を目的とした病状の観察、服薬の管理、医療機器の管理、リハビリテーション、認知症のある高齢者の看護、清拭・洗髪、家族への介護指導等の介護予防訪問看護サービスを提供します。〕

◎敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」の運営

2) 指定介護予防福祉用具貸与事業所の運営

〔要支援者を対象に厚生労働大臣が指定する福祉用具のうち歩行器、手すり等の介護予防に資するものを貸与します。〕

◎敦賀市社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所「ぬくもりの里」の運営

(5) 介護予防・生活支援サービス事業の実施

1) 指定訪問介護相当サービス事業所の運営

〔訪問介護員(ホームヘルパー)が、要支援者・総合事業対象者の家庭を訪問し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を行う訪問介護相当サービスを提供します。〕

◎敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」の運営

2) 指定通所介護相当サービス事業所の運営

[要支援者・総合事業対象者を地域リハビリセンター（デイサービスセンター）に送迎し、介護予防を目的とした機能訓練等のサービスを提供します。]

◎敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」の運営

◎敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」の運営

3) 指定通所型基準緩和サービス（A型）事業所の運営

[地域リハビリセンター（デイサービスセンター）において、要支援者・総合事業対象者を対象に介護予防を目的とした機能訓練等のサービスを提供します。]

◎敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」の運営

◎敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」の運営

(6) 虐待防止委員会の設置・運営

[介護保険サービス事業等を行う事業所において、利用者の安全と人権を擁護するため、虐待防止委員会を設置・運営します。]

(7) 感染症予防及びまん延防止対策検討委員会の設置・運営

[介護保険サービス事業等を行う事業所において、感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するため、感染症予防及びまん延防止対策検討委員会を設置・運営します。]

〔2〕障害福祉サービス事業等の実施

(1) 指定訪問看護事業所の運営

[各医療機関との連携のもと、主治医の指示に基づき保健師や看護師、理学療法士、作業療法士が障がい者の家庭を訪問し、病状の観察、服薬の管理、医療機器の管理、リハビリテーション、清拭・洗髪、家族への介護指導等の訪問看護サービスを提供します。]

◎敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」の運営

(2) 指定居宅介護（ホームヘルプサービス）事業所の運営

[訪問介護員（ホームヘルパー）が、身体障がい者（児）または知的障がい者（児）の家庭を訪問し、身体介護サービス、家事援助等のサービスを提供します。]

◎敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」の運営

(3) 指定同行援護事業所の運営

[訪問介護員（ホームヘルパー）が、重度の視覚障がい者の家庭を訪問し、外出時における移動の介護等のサービスを提供します。]

◎敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」の運営

(4) 指定重度訪問介護事業所の運営

[訪問介護員（ホームヘルパー）が、常時介護を必要とする重度の肢体障がい者及び行動上著しい困難があり常時介護を必要とする知的障がい者等の家庭を訪問し、身体介護や家事援助等のサービスを総合的に提供します。]

◎敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」の運営

(５) 基準該当障害福祉サービス事業の実施

〔身体障がい者を地域リハビリセンター（デイサービスセンター）に送迎し、健康チェック、入浴、食事、機能訓練(リハビリ)等のサービスを提供します。〕

(６) 敦賀市移動支援事業の実施（敦賀市委託事業）

〔訪問介護員（ホームヘルパー）が、屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。〕

(７) 敦賀市生活サポート事業の実施（敦賀市委託事業）

〔訪問介護員（ホームヘルパー）が、介護給付支給決定の対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活に関する支援を行います。〕

(８) 虐待防止委員会の設置・運営

〔障害福祉サービス事業等を行う事業所において、利用者の安全と人権を擁護するため、虐待防止委員会を設置・運営します。〕

(９) 身体拘束適正化検討委員会の設置・運営

〔障害福祉サービス事業等を行う事業所において、利用者の安全と人権を擁護するため、身体拘束適正化検討委員会を設置・運営します。〕

(１０) 感染症予防及びまん延防止対策検討委員会の設置・運営

〔障害福祉サービス事業等を行う事業所において、感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するため、感染症予防及びまん延防止対策検討委員会を設置・運営します。〕

６．赤い羽根共同募金運動への協力

〔１〕 一般共同募金への協力

〔２〕 歳末たすけあい募金への協力

７．その他の事業

〔１〕 福井県社会福祉協議会等主催の連絡会、研修会等への参加

〔２〕 敦賀市介護サービス事業者連絡協議会運営への協力

〔３〕 その他